

Title	国際刑法における「中核犯罪」の保護法益の意義： ICC規程批准のための日本の法整備と刑事実体法規定の欠如がもたらすものを素材として
Sub Title	
Author	Osten, Philipp
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	2008
Jtitle	慶應の法律学 刑事法：慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 (2008.) ,p.217- 253
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88453207-00000003-0217

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際刑法における「中核犯罪」の 保護法益の意義

—— ICC 規程批准のための日本の法整備と

刑事実体法規定の欠如がもたらすものを素材として——

フィリップ・オステン

- 一 はじめに——国内法を通じてみるICC
- 二 日本におけるICC規程のための国内法の整備
- 三 ICC規程の実体法的側面に対する国内法上の対応
——今回整備されなかった法
- 四 おわりに——国際刑事(司)法へのかかわり方

*

一 はじめに——国内法を通じてみるICC

国際刑事裁判所（International Criminal Court、以下ICCと略す）を設立する条約（ICC規程）が一九九八年にローマで開かれた外交会議で採択されてからちょうど一〇年のときが流れた。この間、二〇〇二年にICC規程が発効し、二〇〇三年から裁判所が活動を開始している。また、ICCの手続および組織に関する詳細な規則や下位規範も定立され、ICCの法的枠組みの基盤もほぼ整ってきた。^① 昨年になって、日本もいよいよICC規程を批准し、当事国が一〇八ヶ国にまで増えたのである。ICCは、現在、複数の事態と事件について捜査・訴追を行っており、そのうち、一名については既に裁判手続が開始されているなど、裁判所の本格的な活動は急速な展開をみせている。^②

ICCが対象としているのは、国際社会全体にとって最も重大な犯罪、いわゆる「中核犯罪」（core crimes）のみである（ICC規程五条）。中核犯罪の不処罰の連鎖を断ち切るために、ICC規程において採用された方式は、「補完性の原則」である。つまり、中核犯罪の訴追・処罰は第一次的に締約国の任務であり、ICCはあくまでも国家の刑事裁判権を補完するものである。管轄権を有する国が「訴追を真に行う意思又は能力」を欠く場合（同一七条）においてのみ、例外的に、ICC自らが管轄権を行使することになる。換言すれば、ICC規程における対象犯罪の訴追・処罰は優先的に各締約国の国内刑事訴追機関に委ねられており（第一次的裁判管轄権）、ICCの限られた事件処理能力から考えても各国がICCに協力し、とりわけ対象犯罪を自ら適切に訴追し得ることがICCの実効性を確保するための必要不可欠な前提となっている。かかる意味において、締約国がICCに対してどの程度協力を提供できるのか、また、どの程度自ら訴追・処罰をなし得るのかは、それぞれの加盟国における国内法のあり方、その整備の仕方により決定づけられる。^③

以上のような観点から、本稿は、主として、日本におけるICCのための国内法の整備を素材にして、国内法においてICCに対してどのような位置づけ方がなされているのか、国内法の整備を通じてどのような認識があらわされるのかについて、とりわけ法益概念をめぐる諸問題を中心に、若干の検討を行うことを目的とするものである。

* 詳細な目次については本稿の末尾に掲記されている。

(1) 犯罪の構成要件に関する準則 (Elements of Crimes)・手続および証拠に関する規則 (Rules of Procedure and Evidence) のほか、裁判所規則 (Regulations of the Court)・書記局規則 (Regulations of the Registry) などがある。詳しくは *Kreß, Die strafprozessualen Texte des Internationalen Strafgerichtshofs, Goldammer's Archiv für Strafrecht* (GA) 2006, S. 528 ff. を参照。

(2) ICCの扱う犯罪は通常大規模かつ組織的なものであり、多数の被疑者および犯罪を含むため、ICC規程上、そのような事案全体を *situation* (事態)、個別の被疑者に関する個別の犯罪を *case* (事件) と呼んで区別している。二〇〇八年九月現在、ウガンダ、コンゴ民主共和国、中央アフリカ、スーダンの四つの国における事態・事件が係属中である。

(3) コンゴ民主共和国の *Lubanga Dyilo* 被告人。ただし、ICC第一審裁判部は、公判開始期日直前の二〇〇八年六月一六日に、検察官が被告人に有利な証拠資料を開示しなかったことを理由に、ルバンガに対する裁判手続の全面停止を命じた。この決定に対して、検察官は上訴裁判部への抗告を行っている(同月二三日付)。また、スーダン(のダルフル紛争)の事態については、二〇〇八年七月一四日に、検察局は予審裁判部に対して、ジェノサイド、人道に対する犯罪、および戦争犯罪を主導したとして、スーダンのバシル大統領に対する訴追手続の開始および逮捕状の発付を請求した。受理されれば、現職の国家元首に対するICC初の事件となる。

(4) もちろん、法的なインフラとは別の、ただそれとは密接に結びついている次元において、実際の訴追意思の有無という政治的な問題もある、ということはいうまでもない。

二 日本におけるICC規程のための国内法の整備

1 ICC規程への加入とICCに対する協力義務

日本は、ICC規程を批准した際に、国内実施法として主として「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」⁽⁵⁾（以下、「協力法」）を制定し、二〇〇七年一月一日に一〇五ヶ国目としてICCに正式に加盟したのである。

ICC規程が締約国に課している義務は、大きく分けて三つある。すなわち、①裁判所の対象犯罪についての管轄権を（いわば自動的に）受諾すること、②ICCが行う捜査・訴追手続に協力すること、および③裁判の運営に対する犯罪について自国の刑法の適用可能性を確保すること、である。前者・対象犯罪については後述（＝三）するが、後二者の義務に対応するために、日本は「協力法」を制定したのである。

ICC規程は、締約国に対して、ICCへの広範な協力義務を、主として第九部・一〇部において規定しているが、協力に関する国内立法そのものを義務づけているわけではない点に注意を向ける必要がある。すなわち、協力を可能にするための手続が国内法上用意されていること（そのような手続の利用可能性を確保すること）のみが求められているのである（規程八八条参照⁽⁷⁾）。規程上、締約国が行わなければならない協力は、主として被疑者の引渡しに関する手続とその他の形態の協力（主に証拠提供と執行協力等）に二分される。これらの義務の履行を確保できるように、多くの国で司法共助に関する法令の見直しが行われており、その結果、少なからぬ場合に新たに立法措置が講じられたのである。日本の場合、この法整備作業をまとめるものとして、「協力法」が制定された。

2 「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」の概要

協力法は、ICCへの加入に当たって日本が行った唯一の新規立法である。同法は四つの章から構成されており、六五ヶ条および附則からなる。⁽⁸⁾ 同法の目的は、ICC規程が定める「集団殺害犯罪その他の国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪について、国際刑事裁判所の捜査、裁判及び刑の執行等についての必要な協力に関する手続を定めるとともに、国際刑事裁判所の運営を害する行為についての罰則を定めること等により、規程の確な実施を確保すること」にあるとされている(一条)。つまり、①ICC規程の締結に伴い、ICCが管轄権を有する事件の捜査や刑の執行等への協力のための手続規定、および②ICCにおける偽証など、その運営を妨害する行為についての罰則を整備することが目指されている。

まず、前記の二つの目的のうち、①(ICCへの協力)については、前述の条約上の協力義務にそれぞれの場合において具体的に対応するための手続規定が置かれた。その主たる内容は以下のとおりである。⁽⁹⁾ すなわち、(1)証拠の提供については、法務大臣がとるべき措置(六―一三条)、国際刑事裁判所への援助として行われる裁判上の証拠調べおよび書類の送達に関する規定(一四、一五条)、受刑者証人等の移送措置(一七、一八条)などが定められている。(2)ICCに対する犯罪人の引渡し(「移送」)に関する規定も整備され、ICCへの引渡しを決定するまでの審査手続(東京高検・東京高裁)や仮拘禁の手続などに関する規定が置かれることとなった(一九―三七条)。(3)没収などのICCの財産刑等の執行およびその保全に関する規定も整備されている(三八―四八条)。(4)その他、国際刑事警察機構(ICPO)を通じたICCへの協力に関する規定、および外国の官憲等が日本国内で行うICCへの通過護送に関する手続規定も創設された(四九―五二条)。

また、前記②については、ICCの運営を害する罪が新設されることとなった。これが日本のICC規程への批准に当たっての法整備における唯一の犯罪化である点に注意を向ける必要がある。ICC規程七〇条四項によ

れば、締約国は、これらの罪が自国領域内においてまたは自国民によって行われた場合について、自国法による処罰ができるようにすることが求められている。この犯罪化義務を受けて、協力法では全部で次の四つの類型の罰則が設けられることとなった。すなわち、(1) ICCが管轄権を有する事件に関する証拠隠滅等、証人等の威迫および買収の罪（五三〇～五六条）、(2) ICCにおける偽証等の罪（五七条）、(3) ICCの職員の職務に関する贈収賄の罪（五八〇～六三条）、(4) ICCの職員に対する職務執行妨害および職務強要の罪（六四条）。なお、これらの罰則の内容の一部はICC規程により義務づけられた犯罪化の範囲を若干超えているが（例えば、証人等買収罪（五五条）¹¹や贈収賄に関する罪（五八条以下））、それは刑法や特別刑法の従前の構成要件との整合性等を図るためであるとされている。¹² また、これらの罪についての国外犯処罰規定も創設され、「刑法三条の例に従う」、すなわち、積極的属人主義を拡大する形で、国民の国外犯が処罰されることとなった（六五条）。

3 「ICC協力法」の特徴

(一) 「垂直的協力」の制度化

ICCへの協力は、従前の国家間の刑事に関する協力とは性質を異にするものである。つまり、従来の刑事分野における国際司法共助は主権国家同士で行われているから、協力を提供する義務はなく、原則として相互主義を前提にして行われている。そのため、従来の協力制度は、国家に協力の可否についての裁量を認める「水平的」な制度として設計されてきている。例えば、従来の犯罪人引渡し（*extradition*）の場合には、二段階の手続がある。すなわち、司法（裁判所）による判断と行政府（政府）による判断である。後者については、法務大臣等が引渡しの「相当性」に関する判断を行う際に、双方可罰性の要件、政治犯や自国民などの引渡し拒否事由に該当するかどうかなどについての裁量の余地を認められているのが通常である。¹³

これに対して、ICCは国家刑罰権とは別の、国際的次元に置かれた組織である。従って、例えばICCへの人の引渡し(surrender「移送」)の場合には、行政府による判断はほぼ排除されている。この場合、政府の裁量の余地はほとんどなく、原則として当該国の司法による判断のみが行われることになるが、従前の国家間の引渡し制度にあるような拒否事由がほとんど排除されている。すなわち、ICCと国家の関係の現われとして、ほぼ「絶対的」(あるいは「一方的」)な協力義務が課せられる。この点にいわゆる垂直的協力の最大の特徴がある。

今回の協力法においても、このような新しい原理への配慮が充分になされているように思われる。ICCへの人の引渡しおよび証拠提供に関する詳細な規定が置かれており、「重大犯罪」(ICCの対象犯罪、いわゆる中核犯罪)にかかわる場合と「ICCの運営を害する罪」にかかわる場合とを区別して、それぞれに応じて、とくにいわゆる「国際的一事不再理」との関係でそれぞれ若干異なる扱いを設けている¹⁴⁾。具体的には、前者の重大犯罪については、事件が日本(または外国)で刑事手続の対象となっている場合に、日本(または外国)の刑罰権の行使が優先的に認められ、ICCへの協力・引渡しが制限される。しかし、ICCが当該事件について自らの管轄権を肯認(すなわち事件を受理)した場合(ICC規程一七条)には、ICCによる引渡し等の協力要請に応じられる(それを実施できる)ように手続が定められている。換言すれば、中核犯罪に関する限り、ICCへの引渡しなどの協力をほぼ無制限に行わなければならない。このような段階的な規定振りにおいて一種の「国内手続法における補完性原理の担保」が見受けられるように思われる。

これに対して、後者の「ICCの運営を害する罪」は、その性質(法益等)上、条約の犯罪化義務に基づいて創設された(通常の)犯罪であるため、犯罪人引渡しの手続等において、一般の犯罪と類似の扱いを受けることになっており、日本の刑事司法に事件が係属する場合などにおいて、従来の国家間の協法力制にならった制限が設けられている。ICC規程自体も、このような取り扱い方を認めている¹⁵⁾。これを受けて、協法力法では、例えば、

自国民不引渡しなどのような拒否事由が認められている（一九条二項六号）。これに対応して、先述の国民の国外処罰規定が創設されたのである。

(二) 従来 of 法制度との連続性

法技術的にみて、主として、従来 of 刑事に関する国際協力の諸制度が ICC との関係においても可能な限り（最大限）維持されていることが「協力法」のもう一つの特徴であるように思われる。すなわち、協力法は、「準用」や「読み替え」という形で、この領域に関する多くの法律 of 既存 of 仕組みを概ね踏襲しているといつてよいであろう。その例として挙げられるのは、「逃亡犯罪人引渡法」、「国際捜査共助等に関する法律」、「外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法」などである。このような方式について、「従来 of 制度との連続性」においてそのメリットを見出すことも可能であろう。⁽¹⁶⁾

(三) 「ミニマリスト」方式による対応という「欠缺」

ICC 規程 of 批准に際しては、国内法上 of 対応 of 仕方としてさまざまな方策が考えられるが、中でも同規程 of 対象犯罪に関する対応は、それらすべて（あるいはそれ以上 of 犯罪類型）を完全に包括的に国内立法化する最大限主義（「マクシマリスト」方式）と、同規程 of 最も of 最低限 of 国内立法措置のみを行い、新たな処罰規定を可能な限り設けない最小限主義（「ミニマリスト」方式）とに大別することができよう。⁽¹⁸⁾ 今回、日本がとつたのが、その内容および規定 of 仕方 of 両面において、いわば「必要最小限度 of 対応」という方式である。つまり、従前 of 国内刑事法制についてなるべく大きな改正を行わず、特別法 of 形で、協力手続を中心に、条約上 of 最低限 of 義務 of 履行を担保するための小規模 of 新規立法が行われた。

対象犯罪に関しては、既存 of 国内刑法 of 諸原理との調整や憲法との整合性 of 観点からさまざまな問題が提起されており、そのためか、日本で中核犯罪に関する立法措置が見送られている。⁽¹⁹⁾ 「協力法」 of 基本構造および全体

的な射程範囲からして、「ICCの対象犯罪がそもそも日本と直接的な関連性をもった形で発生したり、日本の裁判所で実際に裁かれたりすることはおよそ考えられないだろう」という暗黙の了解を前提にして法整備が行われていたようにも思われる。すなわち、ICCの対象となりうるような犯罪は日本とは無関係のところであり、日本とは無縁のものであり、「日本国民がこのような犯罪を犯すことはほとんど想定されない」というスタンスが当該立法作業の根底をなしているように思われる。⁽²¹⁾このような姿勢が、(これから取り上げる)ICCの対象犯罪(実体法的側面)に対する日本の対応の仕方においても現れているが、それ以外にも、ICC規程により締約国が立法措置を講ずることが期待されている(しかしながら「任意」である)いくつかの制度について、立法者が今回取って取り組まなかったことからもうかがわれる。つまり、ICCとの間の「特権免除の協定」(ICC規程四八条三項)を締結しなかったこと、また、ICCが言い渡す拘禁刑の受入宣言(同一〇三条一項)を行っていないことなどがその例として挙げられる。⁽²²⁾

(5) 二〇〇七年五月二一日公布(平成一九年法律第三七号)。

(6) 「国際刑事裁判所に関するローマ規程」の締結は、第一六六回国会において二〇〇七年三月二九日には衆議院、同年四月二七日には参議院で、双方とも全会一致で承認された。協力法も同時に成立し、その後、関係政令等の整備を経て、同年七月に批准書が寄託され、ICC規程一二六条二項により(加入書の寄託の後、六〇日目の日の属する月の翌月の初日に)、二〇〇七年一〇月一日に同規程は日本について効力を生ずることになった。その後、二〇〇七年一月に開かれた第六回ICC締約国会議において裁判官補欠選挙が行われ、日本外務省出身の斎賀富美子前人權担当大使が当選した。

(7) この点、洪恵子「国際刑事裁判所規程の批准と手続法の課題」法律時報七九卷四号(二〇〇七年)三九頁参照。

(8) 協力法の構成は以下のとおりである。

第一章「総則」目的、定義

第二章 「国際刑事裁判所に対する協力」 通則、証拠の提供（受刑者証人等の移送を含む）、犯罪人引渡し、刑の執行に関する協力（没収、被害回復命令のための財産保全）

第三章 「国際刑事警察機構に対する措置」 国家公安委員会による措置等

第四章 「国際刑事裁判所の運営を害する罪」 犯罪化が義務づけられている偽証罪等の新設

(9) ただし、後述するように、拘禁刑の執行に関する協力、すなわち受刑者の受人等は除外されている。

(10) 詳しくは正木靖「国際刑事裁判所への日本の加盟と国内法整備」国際問題五六〇号（二〇〇七年）三〇頁以下、松本麗「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の概要」法律のひろば六〇巻九号（二〇〇七年）一九頁以下参照。

(11) ただし、施行始期につき協力法附則一条参照。

(12) 東澤靖「国際刑事裁判所——法と実務」明石書店（二〇〇七年）三〇六頁、三一五頁以下参照。

(13) 例えば、日米犯罪人引渡条約五条、逃亡犯罪人引渡法一四条参照。

(14) 例えば、人の引渡しについては協力法一九条参照。

(15) ICCの運営を害する罪については「裁判所に対して国際協力を提供する条件は、被請求国の国内法によって規律される」こととなっている（ICC規程七〇条二項二文）。

(16) 高山佳奈子「国際刑事裁判所における訴訟手続の特質」国際問題五六〇号（二〇〇七年）二二頁参照。

(17) フィリップ・オステン「国際刑事裁判所の設立と立法上の対応（上）——ドイツ「国際刑法典」草案が日本に示唆するもの——」捜査研究六〇八号（二〇〇二年）六七頁以下参照。

(18) 新倉修「国際刑事裁判所規程の批准と国内法整備の課題」法律時報七九巻四号（二〇〇七年）二八頁以下参照。

(19) 石垣友明「ICC規程締結に向けた日本の課題」ジュリスト二二八五号（二〇〇五年）一一四頁以下参照。扇動罪につき真山全「国際刑事裁判所の対象犯罪と国内的対応」法律時報七九巻四号（二〇〇七年）三四頁参照。

(20) 立法担当者の一人である正木（前掲注（10））二七頁参照。また、同じく立法担当者の一人である松本（前掲注（10））二〇頁も参照。

(21) むろん、「想定外」のことは常に起こりうる、ということはいうまでもない。たとえば、ジェノサイド罪の共犯ならば日本

国内でも充分に実行可能であろう。この点、後藤啓介「ジェノサイドとICC規程の国内法整備に関する一考察——日本の現行刑法でジェノサイド行為を適切に訴追・処罰することができるのか——」慶應義塾大学大学院修士論文（二〇〇七年）七三頁、七七頁以下参照。

(22) さらに、捜査段階における被疑者の聴取（尋問）について弁護人を立ち会わせる権利を担保する明文上の規定を設けなかったことも挙げられる。この点、東澤（前掲注（12））三〇六頁参照。

三 ICC規程の実体的側面に対する国内法上の対応——今回整備されなかった法

先述のように、日本はICCへの加盟に当たって、最小限対応の（ミニマリスト）⁽²³⁾方式を採用した。この方策が、国内法整備作業に際して、手続法と違って、実体法についての立法手当てを何ら行わなかったことにおいて最も顕著な形で現れている。それは、政府の公式見解によれば、ICCが「対象としている重大犯罪については、ほとんどの犯罪類型が我が国の刑法等により処罰が可能である」⁽²⁴⁾からだとされる。また、「理論上、周辺の部分において、法の間隙が生じたとしても、引渡しによりICCに委ねることで対応すれば良い」という基本的なスタンスが示唆されているように思われる。

確かに、ICC規程自体は、締約国に対して、対象犯罪についての明確な犯罪化義務を課しておらず、中核犯罪の処罰に関して立法措置を講ずることまでは義務づけていない。とはいえ、一部の行為について客観的にみて現行日本刑法により処罰ができない、という問題がなお生じうるとするならば、補完性の原則の趣旨に鑑みて、充分な国内法整備を行い、この問題について積極的・明示的に解決しておくことが望ましいとも考えられる。補完性の原則を考慮して、少なからぬ締約国が対象犯罪の自国による処罰を担保するため、新たな立法手当てを講

じている。⁽²⁵⁾これは、ICC規程に体现されている国際刑事実体法をどのように受け止めるか、すなわち国際慣習法上その可罰性が確立している最も重大な国際犯罪に対する刑法上の「位置づけ」にかかわる問題でもあるのである。

以下において、ICCの対象犯罪とその法益を中心に、日本の加盟プロセスにおいて国際刑事実体法について手当てがなされなかった（それに正面から取り組んでこなかった）ことよって、今後、生じ得ると考えられる「不都合」をいくつか素描することにした。

1 対象犯罪——構成要件、保護法益、立法手当て——ジェノサイド罪を例として——

本稿では、「犯罪の中の犯罪」⁽²⁶⁾とも称せられているジェノサイド罪（集団殺害犯罪）のみを例に挙げて若干の検討を試みることにするが、結論から言えば、ジェノサイド罪の構成要件の一部とその固有の法益については、日本の現行刑法では包摂しきれない性質のものがあり、そしてその可罰性が十分に担保されていないものもある。

まず、ジェノサイドの構成要件が現行刑法においてどの程度把握（「カバー」）されているのかについてみると、ジェノサイドの一部の行為類型、例えば「特定の」集団内部の出生を妨げようとする措置をとること（ICC規程六条(d)）について暴行や欺罔手段を用いない場合には、処罰できない可能性があるということが指摘されている。⁽²⁷⁾あるいは、「集団殺害の実行を直接にかつ公然と扇動する」罪（つまり、ジェノサイドの「実行行為を伴わない」独立扇動罪、ICC規程二五条三項(c)）については憲法上の表現の自由（日本国憲法二一条）に抵触するおそれがあるとの指摘⁽²⁸⁾もあり、そのためか立法手当てが見送られたが、このように現行日本刑法で実際に処罰できないケースが少なくとも理論的には生じ得るのである。

ただ、ジェノサイドの場合には、このような客観的構成要件や独自の扇動類型をめぐる問題以上に、主観的構

成要件のほうがより重要な課題を提起していると考えられる。すなわち、いわゆる「(特定の)集団を破壊する意図」はまさにジェノサイドを特徴づける決定的な(主観的)メルクマールであり、この要件が充足されない限りジェノサイド罪は成立し得ない。従って、刑罰法規の明確性の原則という観点からも、この「破壊する意図」を実定法上明記することが望ましい。そうすることによって、通常の殺人罪との区別も論理的に主観的要素によって分水嶺のようにはつきりと判別される。⁽²⁹⁾

そして、構成要件よりもさらに重要なのは法益の問題である。なぜならば、ジェノサイドなどの「(中核犯罪)がいかなる法益を侵害すると認識するかは、立法の在り方に影響を与える」のであり、「既存刑法で〔仮に〕処罰できる行為であつても……新たな立法措置が必要になってくる」場合もあるからである。⁽³⁰⁾

ジェノサイドの保護法益は、集団の生存権ないし集団の存在そのものにあると解される。これを物理的・生物学的な意味に限定するか、それとも集団としての同一性に着目して社会的な存在をも包含するのかについては、学説の対立もみられるが、⁽³¹⁾この法益の特殊性は、ジェノサイドの構成要件において破壊する意図の客体としての「集団」にも反映される。すなわち、行為の客体は「集団それ自体であつて、個人ではない」と⁽³²⁾されるのである。⁽³³⁾つまり、ジェノサイドの法益は集団に属する個々の構成員の生命という個人的法益とは明らかに異なるものであり、また、従来の刑法的保護の対象とされる社会的法益や国家的法益に向けられた罪と同一の犯罪論体系的枠内で十分に斟酌することもできない。ジェノサイドをはじめとした中核犯罪の性質は、国内的法益に直接還元し得ない国際社会に固有の法益、すなわち国際社会全体の共通利益に向けられた侵害行為から導き出されるのである。⁽³⁴⁾中核犯罪は、国際の平和と安全を害するからこそ国際社会全体の関心事とされる。⁽³⁵⁾ここにいう「平和」の概念は、単に国家間における武力紛争の(形式的な)不存在にとどまるものではなく、国家の内部における状況(事態)をも包含している、いわば「拡張された(実質的)平和概念」なのである。⁽³⁶⁾つまり、ある国家の内部における大

量虐殺や自国民に対する広汎な人権侵害は、国際平和に対する脅威を構成し得るのである。このように、すべての中核犯罪は、国際社会全体の利益に向けられた重大な侵害という共通のメルクマールを有しており、この固有の保護法益のゆえ、国際的な次元（性質）を付与され、通常犯罪と一線を画する、まさしく「国際法上の犯罪」と位置づけられる。そのため、これらの法益を通常犯罪と同列に論じることが、あたかも小で大を兼ねようとするものであって、応急的でカズイステイックなものにすぎないとの批判を免れないであろう。刑法の既存の三つの法益体系（個人的法益、社会的法益、国家的法益）に加えて、「国際的法益」ないし「第四の保護法益」という理論構成を採用することこそが妥当であり、少なからぬ国においてそのような立法例もみられる。⁽³⁹⁾ そうすることによって、より緻密で的確な法解釈が行えるし、国内の実務にとっても指針を提示するという意味では有益であるように思われる。

また、日本には「刑法体系を大きく変えることに対して伝統的に慎重な政策が存在」⁽⁴⁰⁾ しているとされ、「国内法の大改正をすれば、無用の犯罪化と、法制度の伝統の破壊」⁽⁴¹⁾ が危惧されているが、このような新たな法益を採用することによって、従前の国内刑法の体系や諸原理に対する影響（波及効）を回避することができ、それを基軸として解釈論を展開すれば、日本の既存の刑法体系には何ら手を加えることなく、中核犯罪に適切に対処することができるようになるのである。つまり、第四の保護法益を採用することは、既存の三つの法益に追加されるという意味では確かに一定の変化ではあるが、国際刑法に固有の解釈論（例えば、上官責任の法理⁽⁴²⁾）を他の従前の法益に容喙させないという意味では、大きな変化をもたらさずに済むものである。また、同時に、中核犯罪を通常の刑法犯等と切り離して立法化する⁽⁴³⁾ ならば、国際刑法上の解釈論をそれらの犯罪に限定して（日本の国内法において）当てはめることができるようになる。

なお、ICC規程の他の対象犯罪およびその国内法によるカバレッジの度合いについては、紙幅の都合上本稿

において立ち入って論じることにはできないが、法益（および構成要件）に関しては原理的にジェノサイド罪と類似の問題が発生する。たとえば、人道に対する犯罪における組織性要件（ICC規程七条二項(a)参照）のような、日本の現行国内法上適切に把握できない概念もあれば、非国際的な武力紛争における人道法違反行為のような、刑法と国際人道法違反処罰法（二〇〇四年）とを合わせても処罰できない戦争犯罪類型もあり、今後処罰の間隙が生じ得ることは否めない。⁽⁴⁵⁾

2 保護法益の意義——近時の国際判例が示唆するもの

中核犯罪の保護法益の意義について考えるに当たって、近時の種々の国際刑事法廷の判例において、国内立法のあり方を重視する傾向が顕著になりつつあることがここで大いに参考になろう。以下、これらの判例の中でもとりわけ法益の機能に関して示唆に富むものとして、バガラガザ事件を検討することとしたい。すなわち、ルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）の完了戦略⁽⁴⁶⁾に伴い、ICTRで訴追された事件を国内裁判所に付託（移管・移送）することが試みられた初の事件をめぐって、受入を表明した国の国内刑法の「不備」を理由に付託が実施されなかったケースである。

ルワンダ国籍のミシエル・バガラガザは、ルワンダ内戦中のツチ族に対する大虐殺にかかわる一連の行為で逮捕され、ジェノサイド罪にかかわる三つの訴因で起訴された後、ICTR検察局に協力することに同意し、広範囲にわたる供述を提供した。これを受けて、検察局は二〇〇六年二月にICTR手続証拠規則（以下、「規則」と略称）一一条の二に基づいて、ノルウェーに本事件を付託するよう、第一審裁判部に申し立てた。弁護側もそれに同意したが、第一審裁判部第三法廷（Trial Chamber III）は以下のように判示して付託請求を棄却した。

まず、「規則二一条の二」によれば、付託に関する請求を決定する場合には、次の三つの要件が検討されなければならない。(1) 被付託国の管轄権、意思および用意、(2) 被付託国の公平な裁判を行う能力、および、(3) 被付託国で死刑が科されないこと、である⁽⁴⁸⁾とした上で、被付託国の管轄権、意思および用意について以下のような詳細な検討を行った。

「規則二一条の二(A)によれば、「犯罪事実が既に」確認された起訴事件は、(i) 犯罪行為地国、(ii) 被告人逮捕地国、又は (iii) 管轄権を有しており、当該付託を受諾する意思および十分な用意がある国(のいずれか)に付託される場合がある。本件においては、検察局は、規則二一条の二(A)三項 (iii) に基づいて、当該起訴事件をノルウェーに付託する請求を行った。「……」検察局は、ノルウェー王国が、同項 (iii) の基準、すなわち、管轄権を有しており、かつ、付託を受諾する意思および十分な用意がある国であることという基準を充足すると主張している。検察局は、本件の裁判を引き継ぐ意思を証明するノルウェー当局との交換書簡を申立書に添付している。右交換書簡およびノルウェー外務省によって提供されたさらなる疎明資料等に照らして、本裁判部は、ノルウェー王国には、同国の国内刑法上、ジェノサイドに関するいかなる規定も存在していないと結論する。ノルウェー当局の報告によれば、起訴状記載の事実に基づけば、本被告人は殺人又は過失致死の従犯で訴追・処罰される可能性があり、最長で二年の自由刑が科せられるとされている。また、ノルウェー当局は、本件の訴追・処罰は、世界主義の原理に基づいて行われる可能性があること、すなわち、それは当該起訴状が国王諮問会議によって承認されることとなることを意味しているとされている。「……」ノルウェー王国に規則二一条の二(A)(iii)に基づく管轄権があるのかどうかを決定するに当たって、本裁判部としては、本被告人の(起訴状に記載されている)「行動を犯罪とすること、(criminalize) ので、きる適切な法的枠組みが存在しているのか、また、有罪とされた場合、ICTRで現在起訴されている他の犯罪行為に鑑み適正な刑の量定がなされるのか、ということ

が確認されなければならない。

〔……〕本件の場合〔……〕ノルウェー法によって〔人的・時間的・場所的管轄権は行使され得るが、これによって〕カバーされない唯一の管轄権〔の側面〕は、事物〔事項的〕管轄である。ノルウェー刑法にジェノサイド罪が規定されていないことは、起訴事実についての法的評価が行われるという意味での事物管轄の存否に関する認定に直接的な影響を及ぼす。〔……〕本件の場合、ノルウェー王国には起訴状に記載されている犯罪行為に関する（事物）管轄権がないことは明白である。加えて、本裁判部は、当該犯罪——すなわち、ジェノサイド、ジェノサイドの共同謀議およびジェノサイドの共犯——は、殺人罪、すなわち、ノルウェー王国が同国の国内法に基づいて被告人に対する訴追の根拠となるとしている犯罪、とは、その構成要件およびその重大性の点において、決定的に異なるものであるということを示す。本裁判部は、ジェノサイド罪が「国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図」を要求しているという点で、独自の犯罪であることを指摘する。この特別な意図は、ノルウェー刑法上の殺人罪の場合には要件とされていない。従って、本裁判部の見解によれば、起訴状に記載されている行為についての事物管轄は、ノルウェー法には存在していないのである。結論として、ミシェル・バガラガザの犯罪行為についてノルウェー刑法では、十分な法的評価を下すことはできない。よって、ノルウェー王国に対する付託の請求は棄却する。⁽⁵⁰⁾」

この決定に対して、検察官はICTRの上訴裁判部に対して抗告を申し立てたが、上訴裁判部は、バガラガザの事件をノルウェーに付託できないとする第一審裁判部の決定を支持して、検察局の抗告を棄却した。その際、ノルウェーがジェノサイド条約を批准しているにも拘わらず、ノルウェー刑法にはジェノサイドに関する特別規定がなく、バガラガザの行為は殺人のような一般規定でしか処罰することができないことを重視して、以下のような理由で検察局による付託の請求を斥けたのである。

「第一審裁判部（原審）は、ある国が規則一一条の二の意味するところにおいて本裁判所に係属中の事件の一つ（付託）を受諾する資格を有しているかどうかを判断するに当たって、その国に被告人の起訴状記載の行為を犯罪とすることのできる法的枠組みが存するか否か、および、適正な量刑体系があるかどうか、を検討しなければならない。〔……〕本件の場合、検察局は、主として、第一審裁判部（原決定）には、基礎となる行為が適切に犯罪化されているかどうかを検討せずに、ノルウェー刑法においてICTR規程上の犯罪と同一の構成要件を有する犯罪が存するかどうかという点のみに焦点を当てた、という誤りがあると主張する。かかる見地に基づいて、検察局は、規則一一条の二の文理からして、付託されるのは「犯罪」ではなく、「事件」であるとしている。検察局は、「事件」とは、起訴された犯罪行為の法的評価ということではなく、被告人の犯罪行為又は犯罪行動を指す、より広い概念であるとしている。検察局は、規則の文言、柔軟な対応の必要性、および、ジェノサイドを犯罪化しており、かつ、普遍的管轄権を行使する意思のある国の数が限られていること、ならびに、越境的な刑事事件では一般的に双方可罰性の原則が適用されることをその解釈に援用している。〔従って〕検察局は、ノルウェーは付託の要件を充している……としている。〔……〕ノルウェー（当局）は、自国の刑法にジェノサイド罪が規定されていないことを認めている。しかしながら、ノルウェーは、ジェノサイド条約を批准する際に、議会在、右条約上禁止されているすべての行為は既に現行刑法の諸規定によって処罰することができるとして、実施立法は不要であると判断していたことについても疎明している。〔……〕ノルウェーは、自国の殺人罪および傷害罪に関する規定で、バガラガザの起訴状記載の行為をカバーすることができるとしている。加えて、ノルウェーは、本件でバガラガザの……ジェノサイドの〔特別な〕意図につき、そしてジェノサイドの被害者の数についても、加重事由が存在している場合に最も重い刑を科することを許容している規定の下で斟酌することができるとしており、そうすることによって対象となる犯罪行為の重大性は完全に評価し尽くされることになる」と疎明している。〔……〕しかしながら、第一審裁判部は、殺人罪の場合にはジェノサイド罪において必要不可欠の要素であるジ

エノサイドの意図の証明が要求されていないことを指摘し、ノルウェーではICTR規程に定義されているような形でジェノサイド罪を訴追することはできないとして、ノルウェーには……管轄権が欠如しているとの結論に至った。本上訴裁判部としては、……〔原決定に〕誤りがあったとは認められない。(……ノルウェーにより提出された)書面が明らかにしているように、バガラガザの犯罪行為に対するノルウェーの管轄権は、通常の犯罪の訴追・処罰に関する法規定に従って行使されることになるのである。(……)しかしながら、その場合、有罪であるにせよ、無罪であるにせよ、結局のところは、「そのような判決は」依然として殺人という「通常の犯罪」としての法的評価しか付与されない行為を反映しているにすぎないことになる。ICTR規程および同規則上、右の法的評価が付託にとつて重要なものであるということは、とりわけ、ICTRの一事不再理の原則に関する同規程九条にもあらわされている。右九条によれば、「国際人道法に対する重大な違反を構成する行為」について国内裁判所で既に裁かれた者であっても、その者が裁かれた行為が「通常の犯罪とされた場合」には、ICTRが、その者を「同一の行為について」再び裁判することができるのである。さらに、両者(ジェノサイド罪と通常の殺人罪)の保護法益は異なるものである。ジェノサイド罪が特定の集団を保護しているのに対して、殺人罪は個人の生命を保護しているのである。(……)本上訴裁判部は、国際人道法の重大な違反として当該行為を起訴することができない裁判権(国)に事件を付託することを是認することはできない。このことは、被告人が——殺人とは異なり——「国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団それ自体」を保護することを意図しているジェノサイドで訴追されている場合には特に当てはまることである。⁽³²⁾

要するに、上訴裁判部は、ジェノサイド行為を国際法上の犯罪としては起訴することができない国に事件を付託することを是認することはできないとして、第一審裁判部の決定を支持した。ICTR上訴裁判部は、そのような国の国内裁判の判決が、対象となるジェノサイド行為について、殺人罪という「通常の犯罪」としての法的

な評価しか与えられない、という懸念を表明したのである。さらに、ジェノサイド罪と殺人罪とを比較して、両者はその構成要件においても刑事不法の重大性においても根本的に異なるものであり、とくにジェノサイドにおける「集団自体を破壊する意図」という決定的なメルクマールが殺人罪の場合に欠如していることを指摘した。その上、ICTR上訴裁判部は、ジェノサイドは特定の集団を特に保護しているのに対し、殺人罪は個人の生命を保護しているに過ぎないのであるから、当該の保護法益はそれぞれ全く異なるものであると判示した。よって、ノルウェーの国内刑法ではジェノサイド行為を法的に適切に把握し、処理することは不可能であると結論づけたのである。⁽⁵³⁾この決定が、被付託国におけるジェノサイド行為を犯罪とする法的枠組みに関して、高次の基準を明示した点が、とりわけ注目に値する。⁽⁵⁴⁾

3 立法措置による法益の把握と訴追意思・能力

この決定により示された、ジェノサイドの適切な訴追・処罰に関する「基準」が、ICCに何を示唆するのか。示唆するものがあるとすれば、補完性の原則の実務上の運用において、受理許容性（規程一七条）と一時不再理（同二〇条三項）の判断を通じて、国家の訴追意思や能力について、国内裁判においてコア・クライムに固有の法益が反映・表象され得るのか、ひいては犯罪化の有無、といった要素が、判断基準の一つとして用いられる可能性がある、という点が大いに参考になるであろう。具体的にいうと、いかにジェノサイドを訴追する意思があったとしても、ジェノサイドに関する特別規定が存在しないために、通常犯罪とは異なる法益を適切に把握することができないので、結局はジェノサイドを訴追する能力・意思がないと判断される可能性がある、ということである。

むろん、ICTRとICTYという*ad hoc*の国際刑事法廷の場合には、ICCとは対照的に、国家の裁判管

轄権との競合において管轄権の優越性が認められており、それを担保するために一事不再理に関する規定もICC規程とは異なる規定振り・文言⁽⁵⁶⁾を示していることを考慮に入れる必要があり、バガラガザ事件で示された解釈が直ちにICCにも妥当するものではない。というのも、前述のように、ICTR規程九条二項(a)は、先行した国内裁判手続についてICTRへの一事不再理効が認められない例外として、「その者が裁判を受ける原因となつた行為が、通常の犯罪とされた場合」と規定しているのに対して、ICC規程二〇条三項は「通常の犯罪」については言及せず、「第六条から第八条までの規定によつても禁止されている行為について他の裁判所によつて裁判された」と述べるにすぎないからである。従つて、中核犯罪に関する規定がなく、その訴追に当たつてもっぱら通常犯罪に依拠せざるを得ない国の国内実体法上の不備そのものが「真に訴追する意思と能力」の欠如をただちに推認させる虞があるとする見解⁽⁵⁸⁾については議論の余地があるう。ただ、ICC規程の対象犯罪を敢えて国内法化しないという政策決定は国家としての意思表示である以上、ICCの判断に少なからぬ影響を及ぼす「リスク」を内包していることも確かであろう⁽⁶⁰⁾。

とりわけ、ICCは、手続のあらゆる段階（検察局の捜査開始の有無や再開に関する決定、予審裁判部の審査・裁判開始決定、それに対する上訴裁判部の判断など）において、補完性原理の具体的な適用場面である受理許容性の決定を通じて、自らの管轄権の範囲について自ら判断する権限を与えられ（いわゆるKompetenz-Kompetenz）⁽⁶²⁾、それによつて国内裁判への事案配分について締約国に対して一種の「モニタリング」機能⁽⁶⁴⁾を有するため、締約国の国内裁判権の実体法的根拠に対する判断を通じて、実質的にはICTRとそれほど変わらない活動を実行し得る余地すらあると考えられる⁽⁶⁴⁾。

さらに、ICC自体は、二〇〇六年のルバンガ逮捕の手続違反に関連する決定において、「直接国内法に委ねられている問題に関係する場合」であつてもICCは「国内当局による国内法の解釈・適用に対して一定の権限を有

する」として、国内法の解釈・適用を監視する一定の権限を有すると明言した点も看過されてはならない。⁽⁶⁵⁾

ちなみに、ノルウェーはジェノサイド条約を批准した際に、そしてICC規程に加入した際にも、対象となる犯罪はすべて従前の国内刑法で処罰可能であり、それらの行為の国際法上の特殊性・重大性は量刑判断の段階で充分に考慮できるとして、中核犯罪に関する独自の処罰規定を設けてこなかった。⁽⁶⁶⁾ 現時点においてもノルウェーの国内で（あるいはその国民の手によって）ジェノサイドが起こるといふ事態は想定し難いし、将来もおそらくはそうである。また、ジェノサイドを実際に起訴・処罰する特別の規定を今まで設ける実益（ないしプライオリティ）は一見するとほとんどなかったようにも思われるかもしれない。しかしながら、今回のバカラガザ事件を踏まえれば、ノルウェーが国際刑事司法に積極的かつ主体的に参画していく上では、ジェノサイド規定の不存在が障害となりうる感は否めないであろう。そこで、前述のICTR決定を受けて、現在、ノルウェーは中核犯罪に関する包括的な新規立法を検討しているとのことである。⁽⁶⁷⁾

以上概観してきたことから考えると、ICCは、その運用次第ではあるが、国内裁判による中核犯罪の適切な訴追のための国内法的基準を実質的に国際標準化し、場合によりその水準を高める役割を果たす可能性もあるといえよう。

日本の議論状況に目を転じると、以上指摘したような「処罰の間隙」については、国会論議では、「国内法上処罰できないために日本国民がICCから訴追される懸念が生じる」ことが指摘されており、この問題を解決するために「速やかに処罰を可能とする国内法整備の在り方について検討に努めること」も求められている。⁽⁶⁸⁾ つまみ、自国民に対する国家の保護義務という観点からの問題提起が行われている。しかし、それよりも、ICCの保護法益に体现される価値体系を共有する意欲がどの程度認められるのがむしろ問題であるように思われる。

少なくとも、このままでは日本が果たしてどの程度自国の裁判管轄権を行使して訴追・処罰を通じてICCへの実質的な貢献を行い得るか、という疑念が生じ得る。このような視点から考えると、現在の国際刑法が保護法益の概念を意識した形で展開している以上、それを国内法に反映させることが義務ではないにしても大いに望ましいことであろう。

また、協力法では、これらの中核犯罪の具体的な内容に関する記述を避けて、同法二条三号における重大犯罪の「定義」を通じて、ICCの対象犯罪に関する一種の包括的な「参照条項」が設けられたにとどまっている。しかしながら、これでは、今後、日本の刑事訴追機関が実際にこのような重大犯罪に関わる事件に（例えばICCや他の締約国による引渡要請に）直面した場合には、通常の刑法犯等との区別を図るための判断基準が国内法上不明確なままであるため、同法の実務上の運用に支障を来たす場合も生じ得ると考えられる。

4 法益の峻別機能——罪名、罪数、量刑

先述のように、中核犯罪と通常犯罪の保護法益は根本的に異なるものであるにも拘わらず、現行日本刑法では、本来ならばジェノサイドや人道に対する犯罪を構成する行為を、殺人や傷害のような形（＝罪名）でしか捉えられない。例えば、日本刑法では、一つの殺人であっても、「〔集団を〕破壊する意図」をもって行われた場合にはジェノサイド（ICC規程六条(a)）を構成することになり、「広範又は組織的な攻撃の一部」として行われた場合には、人道に対する犯罪（同規程七条(a)ないし(b)）を構成することになり得る。しかしながら、これらを一つの「殺人」として同一に扱うのであれば、構成要件上の固有のメルクマールを全く反映できず、国際法上の独自の不法概念を表象し得ない。すなわち、ジェノサイド行為について単に殺人としての罪名を付与することでは中核犯罪の実質を正しく評価したことはならず、⁶⁹⁾ それらを矮小化させてしまう可能性すらある。中核犯罪は、そ

の保護法益に見合うだけの罪名を付与することによってはじめてその性質の独自性と重大性を適切に把握することができるようになるのである。

以上のような問題は、罪数と量刑の領域においても種々の不都合を生じさせる。例えば、ジェノサイドの特徴の一つとしては、ジェノサイドは通常数個の実行為により構成されると考えられるが、それら個々の実行為は既にそれ自体ジェノサイドを構成し得る、という点が挙げられる。そこで、個々の個別的行為につき、それに応じた複数のジェノサイド罪がそれぞれ独立して成立するのか、それともそれらを包括して一個のジェノサイド罪が成立するのかという問題がある。Ad hoc 法廷の判例および国際刑法学説によれば、原則として、保護法益を考慮し、評価の単一性を尺度にして、当該行為が同一の集団に対して向けられた一個の破壊する意図の結果である場合には、例えば殺人や傷害などの複数の個別的行為は、ただ一個のジェノサイド行為を形成するものとされる。これは、すなわち、国内刑法学でいう「包括一罪」と類似した考え方であるが、ジェノサイドの保護法益が国内法体系においてそもそも存在しない場合には、このような罪数論上の処理を適切になし得ない可能性がある。すなわち、ICC 規程六条に従えば、殺人、児童の他の集団への強制移動、身体的破壊をもたらす生活条件や出生を妨げる措置を課すことなど複数の多様な行為が特定の集団への「破壊する意図」という一つの目的の下で行われれば、それらを複合的な一つのジェノサイド行為として包括的に処理することができるのに対し、現行刑法で対処しようとするれば、それぞれを殺人、傷害、逮捕・監禁などとして一つ一つバラバラに捉えざるを得ない。この問題は、人道に対する犯罪についても同じように生じるし、ジェノサイドと人道に対する犯罪などが競合する場合には、一層複雑なことになる。そして、的確な量刑判断もまた罪数論を前提にしていることはいうまでもないことである。⁽²⁴⁾

5 関連問題——公訴時効の不適用と特権免除の否定

ICC規程二九条によれば、中核犯罪は時効にかかることはない。同条にあらわれる時効不適用の法理は、国際慣習法上も確立していると解されている。⁽⁷⁵⁾ 日本においては、公訴時効の制度があるため、刑事訴訟法の当該規定とICC規程二九条との抵触がさまざまな場面において問題となる。つまり、公訴時効が日本国内で訴追の障害となる限り、一事不再理（規程二〇条三項）と受理許容性（同一七条）に関する判断の際に、訴追能力について疑念が生じ得る。すなわち、中核犯罪を構成する行為について時効完成のため日本の裁判所による免訴の判決が確定したとしても、ICCが（訴追能力の欠如を理由に）受理を決定すれば当該人物を引渡さなければならぬことになる。⁽⁷⁶⁾ しかし、このような場合に必然的に生じる通常犯罪に対する時効適用との不均衡・矛盾（整合性の欠如）を、現行国内法の枠内では理論的・体系的に説明することはおよそ不可能である。そのため、立法上の手当てを講ずることが喫緊の課題である。

また、ICC規程二七条により「公的地位の無関係性」が規定され、いかなる刑事免責特権も否定されている。従って、従来、日本国憲法（五一条など）や皇室典範（二一条）により免責を認められている者との関係において問題は生じ得る。そのため、厳密に言えば、中核犯罪に限って憲法改正を視野に入れて問題の解決に当たることが求められるが、憲法改正に至るまでの高いハードルを考えれば、ICC規程と日本国憲法との「調和的解釈」を通じて当面の解決を図るという見解も大いにあり得よう。⁽⁷⁷⁾

いずれにしても、現在の日本の国内法において、時効と特権免除の両者について、原理的に対処し得ない問題があることは確かである。現行法上、仮に犯罪構成要件上のカバレッジがあつたとしても、すなわち日本の刑事裁判が事物管轄権を行使することができたとしても、（刑法の場所的適用範囲の問題はさておき）⁽⁷⁸⁾ 時間的ないし人的管轄権が及ばない場合があるのである。

以上見てきたように、保護法益は通常犯罪と中核犯罪を区別・峻別する機能を有しており、後者については、国際刑法に従って時効および特権免除が適用されないので、今後、立法措置を通じて法益を明確にすることには、従前の刑事法体系（諸原理）に大幅な修正を加えずに済む、というメリットもある。

- (23) 新倉（前掲注（18））二八頁参照。
- (24) 当時の麻生外務大臣による二〇〇七年三月二〇日の国会答弁（第一六六回国会衆議院本会議録一五号八〜九頁）。なお、二〇〇七年三月二八日衆議院外務委員会における松島政務官および猪俣政府参考人の答弁（第一六六回国会衆議院外務委員会議事録五号一七〜一八頁）も参照。また、正木（前掲注（10））三〇頁も参照。
- (25) ドイツについては、フィリップ・オステン「国際刑事裁判所規程と国内立法——ドイツ「国際刑法典」草案を素材として」ジュリスト二二〇七号（二〇〇一年）一六六頁以下、オステン（前掲注（17））六六頁以下、フィリップ・オステン「国際刑事裁判所の設立と立法上の対応（下）——ドイツ国際刑法典が日本に示唆するもの——」捜査研究六一〇号（二〇〇二年）六一頁以下参照。オランダについては、新倉修「国際刑事裁判所（ICC）実施のためのオランダ王国関連法」青山法学論集四七巻二号（二〇〇五年）二五頁以下参照。なお、Neuner (ed.), National Legislation Incorporating International Crimes. Approaches of Civil and Common Law Countries, Berlin 2003, 松葉真美「国際刑事裁判所規程履行のための各国の国内的措置」レファレンス六四〇号（二〇〇四年）三七頁以下も参照。
- (26) ICTR一九九八年九月四日第一審裁判部判決（Kambanda, ICTR-97-23-S), para. 16; ICTR一九九九年二月五日第一審裁判部判決（Serushago, ICTR-98-39-S), para. 15参照。
- (27) 中内康夫「国際社会における法の支配の確立に向けて——国際刑事裁判所ローマ規程・国際刑事裁判所協力法案の国会論議」立法と調査二七〇号（二〇〇七年）四頁以下参照。
- (28) 真山（前掲注（19））三四頁参照。
- (29) この破壊する意図は行為の規模や態様などのような客観的な要素から推認され得ることに留意する必要がある。ICTR

一九九八年九月二日第一審裁判部判決 (Akayesu, ICTR-96-4-T), para. 523; Schabas, An Introduction to the International Criminal Court, 3rd ed., Cambridge 2007, p. 95 参照。

(30) 真山 (前掲注 (9)) 二二頁参照。

(31) 「社会的な存在」も含むよう見解はドイツでは判例・通説である。特に旧ユーゴで犯されたジェノサイドの罪 (民族謀殺罪) が問われた Jorgić 事件 (BGHSt. 45, 64 (Ureil v. 30. 4. 1999) = BGH NSZ 1999, 396 (m. Anm. Ambos, NSZ 1999, 404) = BGH JZ 1999, 1176 (m. Anm. Merle, JZ 1999, 1181); BVerfG NSZ 2001, 240^{*} および^{*} 欧州人権裁判所二〇〇七年七月二二日判決 (Application No. 74613/01) 参照。なお^{*} Merle, Völkerstrafrecht, 2. Aufl., Tübingen 2007, Rn. 662, 718; Ambos, Internationales Strafrecht. Strafanwendungsrecht - Völkerstrafrecht - Europäisches Strafrecht, München 2006, Rn. 12; Lüders, Die Strafbarkeit von Volkermord nach dem Römischen Statut für den Internationalen Strafgerichtshof, Berlin 2004, S. 45 ff., 49 ff.; Satzger, Internationales und Europäisches Strafrecht, 2. Aufl., Baden-Baden 2008, S. 249^{*} 増田隆「ジェノサイド処罰と中核犯罪の法益」早稲田大学大学院法研論集一一九号 (二〇〇六年) 一六八頁も参照のこと。しかし、罪刑法定主義を根拠に ICTY 二〇〇四年四月一九日上訴裁判部判決 (Krstić, IT-98-33-A), para. 25; ICTY 二〇〇一年八月二日第一審裁判部判決 (Krstić, IT-98-33-T), para. 580 だけ「社会的な存在」は含まれないとされている。

(32) BGH NSZ 1999, 401^{*} 前田朗「戦争犯罪論」青木書店 (二〇〇〇年) 一〇二頁参照。

(33) もちろん、ジェノサイド罪には——各構成員の集団への属性を通じて間接的・第二次的に——個人的法益も含まれていることは十分に観念されることである。この点 Merle, Völkerstrafrecht (Fn. 31), Rn. 665; Kreß, § 220a StGB, § 6 VStGB, in: Miebach/Sander (Hrsg.), Münchener Kommentar zum Stragesetzbuch, Band 3 (§§ 185-262 StGB), München 2003, Rn. 1 ff. 参照。なお^{*} 大塚仁「刑法概説 (各論) (第三版増補版)」有斐閣 (二〇〇五年) 三頁 (注一) によれば、複数の法益が競合的に認められるのは一般的なことであり、それらのうちの最も優位に立つ法益を第一の規準とすべきで、従たる法益は補充的に考慮するほかにいとされる。したがって、ジェノサイドにおける個人的法益は従たる法益ということになる。

(34) 奥脇直也「国際法から見た国際刑事協力の現代的展開」法学教室二七八号 (二〇〇三年) 一一頁によれば、「わが国が IC 規程を批准するためには、対象犯罪であるジェノサイド罪や人道に対する罪などを国内法で犯罪化する必要がある。この犯

罪化の根拠は、国際社会的法益の保護であり、それは国内社会的な法益に還元できるものではない」とされている（傍点は筆者によるもの）。

(35) 世界の平和と安全は、国際社会の最高度の利益であり、国連憲章（一条一項、三九条等）が掲げる国連の目的とも一致している。

(36) フィリップ・オステン「刑法の国際化に関する一考察——ドイツと日本における国際刑法の継受を素材に」法学研究七九巻六号（二〇〇六年）五七頁参照。この点、ルワンダ国際刑事裁判所の設立に関する一九九四年の国連安全保障理事会決議九五が参考になる。すなわち、安全保障理事会は「……ルワンダにおいてジェノサイドおよびその他国際人道法に対する組織的広汎かつ著しい違反行為が行われていたこと……に改めて重大な懸念を表明し、この事態が、引き続き国際の平和と安全に対する脅威を構成することを決定」したのである（UN Doc. S/RES/95、傍点は筆者によるもの）。

(37) ジェノサイド罪の場合には、世界平和の侵害は、特定の集団の存在に対する攻撃により惹起される。人道に対する犯罪の場合には、世界の平和と安全に対する脅威は、文民たる住民の基本的人権に対する組織的または広汎な侵害行為にある。戦争犯罪の場合には、武力紛争における禁じられた戦闘手段または戦闘方法の行使が処罰の対象となる。ゲーアハルト・ヴェルレ〔著〕≡フィリップ・オステン〔訳〕「国際刑法と国内刑事司法」刑法雑誌四四巻二号（二〇〇五年）一三三頁参照。

(38) 平川宗信「刑法各論」有斐閣（一九九五年）五頁（注3）では「国際的法益」を加えて四分体系をとるべきものとされる。同書五五五頁（「国際社会の法益」）も参照。なお、「集団的法益」と平和概念の關係については *Helfendehl, Kollektive Rechtsgüter* in *Strafrecht, Köln 2002, S. 285 ff.* を参照。

(39) 例えばドイツの国際刑法典（法益・不法概念については同法典の理由書 *Bundesgesetz-Drucksache 14/8524, S. 12 f.* 参照）。オランダについては新倉（前掲注（25））、オーストラリアについては *McCormack, Australia's Legislation for the Implementation of the Rome Statute*, in: *Neuner* (ed.), *National Legislation Incorporating International Crimes. Approaches of Civil and Common Law Countries*, Berlin 2003, pp. 65, 69 et seq.

(40) 正木靖「国際刑事裁判所（ICC）加入までの道のりとその意義」ジュリスト二三四三号（二〇〇七年）六一頁。

(41) 高山佳奈子「国際的一事不再理」三井誠ほか編『鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集（下巻）』成文堂（二〇〇七年）所収六一〇

頁。

- (42) これについて、*Burgardt, Die Vorgesetztenverantwortlichkeit im völkerrechtlichen Strafsystem*, Berlin 2008 が詳しい。
- (43) 立法形態としては、国内刑法典の中に「国際法（ないし国際社会）に対する犯罪」などのような章を設けて中核犯罪を追加するという選択肢もありえようが、実務上の適用の便に資するという意味でも特別法（独自のまとまった法典等）を制定することがより望ましい。この点、フィリップ・オステン「国際刑事裁判所規程と国内立法——ドイツ「国際刑法典」草案を素材として」*ジュリスト*二二〇七号（二〇〇一年）一三一頁参照。
- (44) 詳しくは坂本一也「人道に対する犯罪」村瀬信也＝洪恵子（編）『国際刑事裁判所』東信堂（二〇〇八年）所収一一四頁以下。
- (45) 真山（前掲注（19）三四頁以下参照。もともと、刑法学の立場からして、ICC規程自体における対象犯罪の一部の構成要件の規定振り（例えば、人道に対する犯罪の迫害類型、七条一項(h)参照）や同規程の刑法総則的規定の一部については、とくに刑罰法規の明確性の原則に鑑みて、今後さらなる検討、場合により条文の改正を必要とするものがあるとする見方もありえなくはないだろう。なお、ICC規程の改正手続と検討会議で審議対象となりうる事項を紹介するものとして、東澤靖「ICCローマ規程の改正手続と二〇一〇年検討会議」明治学院大学法科大学院ローレビュー八号（二〇〇八年）一一頁以下がある。
- (46) 国連安保理決議一五〇三（二〇〇三年八月二八日）により、二〇〇四年末までにすべての捜査を終了し、二〇〇八年末までに第一審審理を終了し、二〇一〇年にすべての審理を終了するため、あらゆる可能な措置をとることが要請されている。また、安保理決議一五三四（二〇〇四年三月二六日）により、この完了戦略遂行のために具体的計画および行動をとることが要請されているが、その一環として、中・下級レベルの事案の国内裁判所への付託が行われはじめている。完了戦略とこれまでの（主としてICTYの）付託実務（判例）を紹介するものとして、*Diekmann/Keril, UN Ad Hoc Tribunals Under Time Pressure — Completion Strategy and the Referral Practice of the ICTY and ICTR from the Perspective of the Defence*, *International Criminal Law Review*, Vol. 8 Nos. 1-2 (2008), pp. 87 et seq.（バカラガサ事件については p. 105 et seq.）がある。
- (47) 規則一一条の二「他の裁判所への起訴事件の付託（Rule 11 bis: Referral of the Indictment to another Court）」
- (A) 起訴状がすでに確認されている場合、被告人が裁判所の拘束下にあると否とを問わず、裁判所長は、当該事件を下記の

いずれかの国の当局に付託すべきかどうかを決定する第一審裁判部を指定する。

(i) 犯罪地国

(ii) 被告人逮捕地国

(iii) 管轄権を有しており、当該事件を受諾する意思および十分な用意がある国

付託の決定があつた場合、当該当局は、当該国の範囲内にある適切な裁判所に当該事件を直ちに付託するものとする。

(B) 指定された第一審裁判部は、検察官に、又は被告人が裁判所に拘束されている場合には被告人に、聴聞の機会を与えた後に、職権又は検察官の請求により、当該付託を命令する。

(C) (A)に従つて当該事件を付託するかどうかを決定する場合、指定された第一審裁判部は、被告人が関係国の裁判所で公正な裁判を受けられること、および、死刑を科刑若しくは執行されないことについて当該裁判部自身が確認するものとする。」

〔D〕・〔E〕は省略〕。

(48) ICTR二〇〇六年五月一九日第一審裁判部決定 (Bagaragaza, ICTR-05-86-R11bis), para. 5.

(49) 同決定 Para 12 (傍点は筆者によるもの。以下同じ)。

(50) ICTR二〇〇六年五月一九日第一審裁判部決定 (Bagaragaza, ICTR-05-86-R11bis), paras. 6-16。なお、同決定の全文（英文）はICTRのウェブサイトに掲載されている (<http://69.94.11.53>)。判例の邦訳は筆者によるもの（以下同じ）。

(51) ICTR規程九条（一事不再理）「いかなる者も、この規程に基づいて、国際人道法に対する重大な違反を構成する行為についてルワンダ国際裁判所（ICTR）で既に裁判を受けた場合には、国内裁判所で裁判を受けることはしない。

2 国際人道法に対する重大な違反を構成する行為について国内裁判所で既に裁判を受けた者は、その後、次の場合に限り、ルワンダ国際裁判所による裁判を受けることがある。

(a) その者が裁判を受ける原因となつた行為が、通常の犯罪とされた場合

(b) 国内裁判所の手続が、公平な若しくは独立のものではなかつた場合、国際的な刑事上の責任から被告人を保護することを意図したものであつた場合又は訴追が誠実に行われなかつた場合

3 〔省略〕。

- (52) ICTR二〇〇六年八月三〇日上訴裁判部決定 (Bagaragaza, ICTR-05-86-AR11bis) paras. 9-18.
- (53) 本決定の(結論に賛同する)評釈「*Yarwood/Dold, Towards the End and Beyond: The “Almost” Referral of Bagaragaza in Light of the Completion Strategy of the International Criminal Tribunal for Rwanda, Chinese Journal of International Law, Vol. 6 No. 1 (2007), pp. 95 et seq. (108, 111, 114); Liu, Should the principle of Ne Bis in Idem also Be Taken into Consideration? A Response to Yarwood and Bold, Chinese Journal of International Law, Vol. 6 No. 3 (2007), pp. 789 et seq.*」がある。
- (54) ちなみに、その後、バガラガザの事案はオランダ王国に付託されることになったが、同国の裁判管轄権につき疑念が生じたため、付託が撤回され、事件は再びICTRに戻されている。オランダへの付託に関するICTR決定を紹介するものとして、大西央子「ルワンダ国際刑事裁判所から国内裁判への移送——バガラガザ事件」国際人権一八号(二〇〇七年)一三六頁以下がある。また、*Badar/Karsten, Current Developments at the International Criminal Tribunals, International Criminal Law Review, Vol. 7 No. 1 (2007) p. 181 et seq., Vol. 8 Nos. 1-2 (2008), p. 373; Van Sledreg, International Crimes before Dutch Courts: Recent Developments, Leiden Journal of International Law, Vol. 20 (2007), p. 907*を参照。
- (55) ICTR規程八条、ICTY規程九条。
- (56) ICC規程二〇条(一事不再理)「1. いかなる者も、この規程に定める場合を除くほか、自己が裁判所によって既に有罪又は無罪の判決を受けた犯罪の基礎を構成する行為について裁判所によって裁判されることはない。
2. いかなる者も、自己が裁判所によって既に有罪又は無罪の判決を受けた第五条に規定する犯罪について他の裁判所によって裁判されることはない。
3. 第六条から第八条までの規定によっても禁止されている行為について他の裁判所によって裁判されたいかなる者も、当該他の裁判所における手続が次のようなものであった場合でない限り、同一の行為について裁判所によって裁判されることはない。
- (a) 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪についての刑事責任から当該者を免れさせるためのものであった場合
- (b) 国際法の認める適正な手続の規範に従って独立して又は公平に行われず、かつ、その時の状況において当該者を裁判に付する意図に反するような態様で行われた場合」。なお、ICTR規程における「一事不再理に関する条文は前掲注(51)に掲記。

- (57) 通常の犯罪の扱いは、国際法委員会の草案段階ではまだICTR（とICTY）と同様であったが、準備委員会の段階においてこれが削除され、「通常犯罪」という性格づけがICC規程において一事不再理の明示的な例外として採用されなくなつた。起草過程については、*Tallgren*, Article 20: Ne bis in idem, in: *Triffterer* (ed.), *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court*, Baden-Baden 1999, pp. 429 et seq.; *Bacio Terracino*, *National Implementation of ICC Crimes — Impact on National Jurisdictions and the ICC*, *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 5 No. 2 (2007), pp. 437 et seq. を参照。
- (58) *Broomhall*, *The International Criminal Court: A Checklist for National Implementation*, in: *Basstouni* (ed.), *ICC Ratification and National Implementing Legislation* (Nouvelles Etudes Pénales, 13 quater), Toulouse 1999, pp. 148 et seq.; *Yearbook of the International Law Commission* (YILC) 1996, Vol. 2, p. 38 (re. Art. 12) para. 10 参照。
- (59) 下記の *Cardenas*, *Die Zulässigkeitsprüfung vor dem Internationalen Strafgerichtshof*, Berlin 2005, S. 80 f.; *Meißner*, *Die Zusammenarbeit mit dem Internationalen Strafgerichtshof nach dem Römischen Statut*, München 2003, S. 79, 83; *Schabas*, *supra* note 29, p. 192 を参照。
- (60) *Robinson*, *The Rome Statute and its Impact on National Law*, in: *Cassese/Gaeta/Jones* (eds.), *The Rome Statute of the International Criminal Court — A Commentary*, Vol. 2, Oxford 2002, pp. 1860 et seq. の点。 *Bacio Terracino*, *supra* note 57, p. 439 注。 国家が中核犯罪を通常犯罪として訴追する場合は受理許容性や一事不再理との関係においてそれ自体としてたまた問題にはならないとした上で、次のように評する：「Regular national prosecutions for ordinary crimes are not desirable and would undermine the fundamental idea on which the international criminal system is founded.」
- (61) ICC規程五三条（殊に同条b）二項b）一七条、一八条参照。
- (62) *Eser*, *Das Rom-Statut des Internationalen Strafgerichtshofs als Herausforderung für die nationale Strafrechtspflege*, in: *Gröfl* (Hrsg.), *Festschrift für Manfred Burgstaller zum 65. Geburtstag*, Wien 2004, S. 362; *Van den Wyngaert/Ongena*, *Ne bis in idem Principle*, Including the Issue of Amnesty, in: *Cassese/Gaeta/Jones* (eds.), *The Rome Statute of the International Criminal Court — A Commentary*, Vol. 1, Oxford 2002, p. 725 参照。
- (63) 古谷修一「国際刑事裁判所（ICC）における補充性の原則——事案配分に関する決定プロセスと実体的基準」島田征夫

林司宣＝杉山晋輔〔編〕『国際紛争の多様化と法的処理（栗山尚一先生＝山田中正先生古稀記念論文集）』信山社（二〇〇六年）九九頁参照。なお、ICTC規程一八条三項、五項参照。

(64) 藤田久一「新版・国際人道法〔再増補〕」有信堂高文社（二〇〇三年）三〇九頁参照。ただ、このような解釈が、補充性の原則が従来提唱されてきた原理的枠組みとは若干異なる、より能動的な方向に転じつつあることを示唆しているのかもしれないことには注意を向ける必要があるようにも思われる。古谷（前掲注（63））一〇二頁以下によれば、「優越性原則と補充性原則は、その制度の大枠において同一であると言ええる」とされる。この点 Eser, a.o. (Fn. 62), S. 362 も参照。

(65) 国際刑事裁判所（ICTC）二〇〇六年一〇月三日予審裁判部決定・同年二月一日四日上訴裁判部決定（ルバンガ・デューロ〔逮捕勾留〕事件 [ICC-01/04-01/06]）。なお、同決定の評釈として、村井伸行「国際刑事裁判所（ICTC）に対する違法な逮捕・勾留に基づく手続中止の申請——ルバンガ・デューロ事件」国際人権一八号（二〇〇七年）一三三頁以下がある。

(66) ノルウェーの見解を想起させるものとして、高山佳奈子「国際社会（EU・国連）における刑事法」ジュリスト一三四八号（特集「刑法典の百年」、二〇〇八年）一八九頁がある。それによれば、日本法について「法定刑も十分に重いものであり、民族差別的な動機や行為態様は、憲法的価値に反するものとして、量刑にあたって重視し得る。日本法では、人は集団としてではなく、個人として保護されるのが原則であり、当面それで不都合もない」とされている。

(67) ICTR二〇〇六年八月三〇日上訴裁判部決定 (Bagaragaza ICTR-05-86-AR11bis), para. 13 (at footnote 34); Yarwood/Doid, supra note 53, p. 107 para. 40 (“The Norwegian government has noted that for the purposes of international co-operation, it is necessary to make specific provision for the crime of genocide [...]”) 参照。

(68) 参議院外交防衛委員会のICTC規程に関する二〇〇七年四月二六日決議（第一六六回国会参議院外交防衛委員会会議録八号一三二～一四頁）。

(69) 多谷千香子「国際犯罪（ICTC管轄犯罪）と日本の刑事司法——手続面に絞った国内法整備にとどめてICTCに加入した意義」ジュリスト一三四三号（二〇〇七年）六九頁参照。

(70) ICTR一九九九年五月二一日第一審裁判部判決 (Kayishema and Ruzindana, ICTR-95-1-T), paras. 517 et seq.

(71) Merle, Völkerstrafrecht (Fn. 31), S. 299 m.w.N.

- (72) この点、多谷千香子（前掲注（69））六九頁も参照。
- (73) さらに、罪数の問題が刑事手続に及ぼしうる影響については、後藤（前掲注（21））七四頁を参照。
- (74) もっとも、ICC規程自体が、構成要件を個別具体化しているのに対して、その法的効果としての刑事制裁（量刑）については個別の法定刑を規定せず、一般的な適用刑種のみを置いたこと（同規程七七条）は、刑罰法定主義と責任主義の本来の理念に照らして考えれば疑問の余地もあるが、ICC対象犯罪の国内法化のための立法措置を講ずる際に、法益を明記するとともに、この問題も併せて明示的に解決する（たとえば、構成要件ごとに法定刑を個別化する）ことが望まれる。
- (75) Schabas, in: Trifflerer (ed.), Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court, Baden-Baden 1999, Art. 29, p. 523 et seq.; Schabas, supra note 29, pp. 233 et seq. を参照。
- (76) このような場合の引渡義務は「協力法」においても明記されている（同法一九条一項二号）。
- (77) 真山（前掲注（19））三六頁参照。
- (78) 補完性の原則の趣旨からして、締約国に対して対象犯罪につき可能な限り広い裁判権を設定することが期待されている。そのため、刑法の国外犯処罰規定についても検討の余地は充分にあると思われる。

四 おわりに——国際刑事（司）法へのかかわり方

日本がICCに加入したこと自体は高く評価される。また、国内法整備に当たり、手続法について、大きな法（制度）改正なく簡潔な形で協力義務を果たすことが確保できるようになったことは極めて現実的なアプローチであるといえる。しかしながら、実体法についてみると、先述のように、不充分・未整備のところが多々あるといわざるを得ない。もちろん、最小限対応方式それ自体は直ちに排除されるべきものではないし、今回、日本の早期加盟を実現させるためには「賢明」な選択であったとする見方もあり得⁽⁷⁹⁾ようが、国際刑事実体法への対応はや

はり今後取り組むべき課題として残されている。

日本の国内刑事法の現状では、なるほど条約上の義務は概ね履行できるかもしれない。しかしながら、日本が果たしてICC規程が補完性の原則を通じて予定している「包囲網」⁽⁸⁰⁾、すなわち最も重大な犯罪の撲滅のための諸国のグローバルネットワークに積極的に参画して実質的な貢献を行い得るのかということについては疑問を払拭しきれない。諸外国の包括的立法の例もあり、ICCの中心概念である対象犯罪を全く規定しなかったことは、ICCへの加入を契機に、今後、日本が国際刑法・国際人道法の分野で存在感を示してその「ルールメイキングプロセス」に主体的に関与していく上では、一種の障壁になる可能性もある。というのは、今回の国内法整備において、中核犯罪（ひいては国際刑事実体法全体）の位置づけに対する日本の認識があらわされているのであって、日本の姿勢に対する評価が国内法のあり方を通じてなされていともいえるからである。このことは、まさに、今後の（例えばICC規程の見直しの際の）日本の発言力の度合いに結びつく問題でもある。そのため、国際刑事（実体）法の形成とさらなる発展に対して、日本法がどのような貢献をなし得るのか、という視点から、今後さらなる検討が望まれる。

(79) 高山（前掲注（16））二〇頁参照。

(80) ICC規程前文は「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪……に対する効果的な訴追が、国内的な措置をとり、及び国際協力を強化することによって確保されなければならない」とした上で、さらに「国際的な犯罪について責任を有する者に対して刑事裁判権を行使することがすべての国家の責務である」と規定していることから明らかのように、ICC規程は、国家が実効的な訴追を担保するための措置をとることを積極的に奨励しているのである（傍点は筆者によるもの）。

* 本稿の細目次については以下のとおり。

- 一 はじめに——国内法を通じてみるICC
- 二 日本におけるICC規程のための国内法の整備
 - 1 ICC規程への加入とICCに対する協力義務
 - 2 「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」の概要
 - 3 「ICC協力法」の特徴
 - (一) 「垂直的協力」の制度化
 - (二) 従来の法制度との連続性
 - (三) 「ミニマリスト」方式による対応という「欠缺」
- 三 ICC規程の実体法的側面に対する国内法上の対応——今回整備されなかった法
 - 1 対象犯罪——構成要件、保護法益、立法手当て——ジェノサイド罪を例として——
 - 2 保護法益の意義——近時の国際判例が示唆するもの
 - 3 立法措置による法益の把握と訴追意思・能力
 - 4 法益の峻別機能——罪名、罪数、量刑
 - 5 関連問題——公訴時効の不適用と特権免除の否定
- 四 おわりに——国際刑事（司）法へのかかわり方